

総務事業常任委員会会議録

令和4年9月20日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和4年9月20日（火）午後2時20分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
税務課長	長谷川大志		新城 正俊
住民課長	大谷 貴利	産業まちづくり部長	村田 健次
産業振興課長	橋本 珍彦	建設課長	坂本 健三
下水道課長	安藤 俊紀	会計管理者兼会計課長	春日 正人
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸	消防総務課長	森田 憲久

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

それでは、お疲れさまです。

委員皆様方におかれましては、ご多忙のところ、またお疲れのところご参集くださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午後2時20分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

本日の出席委員は全員でございます。委員会は成立しております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、3番・北村 孝委員を指名いたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

委員長もご案内のとおり、大変お疲れのところ、朝からいろいろとご審議ありがとうございます。総務事業常任委員会ということで、案件が出ております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

なお、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（松井 匡仁議員）

それでは、案件1 令和4年第3回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井 匡仁議員）

議案第39号 令和3年度忠岡町下水道事業剰余金の処分についてを、担当課より説明を求めます。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

議案書の15ページをお願いいたします。議案第39号、令和3年度忠岡町下水道事業剰余金の処分について、ご説明いたします。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度忠岡町下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

別にご配布しております議案第39号、下水道課資料をお願いいたします。

資料の上から2つ目の項目、未処分利益剰余金をご覧ください。未処分利益剰余金は、地方公営企業法第32条第1項の規定により、令和3年度の純利益8,046万9,714円から令和2年度の欠損金822万329円を引いた7,224万9,385円、こちらが未処分利益剰余金となります。今回は、この未処分利益剰余金に将来の企業債償還に充てるという用途を与えるため、減債積立金に積み立てることに関し、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、令和2年度に赤字があつて、それを3年度の純利益で資金不足を、赤字を埋めたということによろしいんですね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。この赤字が出たという理由は何なんですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

令和2年度は、企業会計の移行初年度となっております、費用の負担の考え方というものが、特別会計と企業会計で大きく異なっております。令和2年度の決算時に説明させていただいたんですけども、企業会計移行初年度のみに発生する特別損失、こちらの計上が大きかったために最終的に赤字になったということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、令和2年度が企業会計の最終の年であったということで、令和3年から特別会計になったんですね。すみません。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

令和元年度が特別会計の最終年度です。打ち切り決算を行いまして、令和2年度から企業会計のほうに変わっております。この移行に伴って特別損失が発生したというものでご

ございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、そしたら令和2年度から企業会計になったということで、これが打ち切り決算で、ここに損失の分を純利益から入れたということですね。分かりました。

それで、この減債積立金にあと入れるということなんですけど、これはずっと赤字を埋めるだけじゃなくて、積み立てもずうっとどんどん、上限がないというか、積み立てていくものなんですか。例えば、下水道のほうの料金のほうにちょっと入れるとか、住民さんのね、下げるために。そういった使い方というのはできないものなんですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

先ほどの下水道課資料のほうもご覧いただきたいんですけども、利益剰余金の分類というところの右端に、上から繰越利益剰余金とかあるんですけど、下側の囲みの減債積立金、これは企業債償還に充てるための積立金、利益積立金、こちらは赤字の補填のための積立金、また建設改良積立金、これは将来の改築工事のための積立金ということで、いろいろと利益に対しての用途、剰余金に対しての用途を求めることになっております。今年度は減債積立金。今後、また経営状況を見ながら、本来であれば、老朽化した施設を修繕していきたいと考えていますので、建設改良積立金、こういったところにまずは積み立てていきたいというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。いろいろと積立金でも使う種類があって、こういうふうに分けてあるということが分かりました。できればね、老朽化施設ですか、そういったのも順次やっつけていかないといけないというのは分かりますが、忠岡町の下水道料金も高いですからね、ぜひ住民の方にも料金引下げに使えるらなというふうに思います。これは要望しておきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。和田委員。

委員（和田善臣議員）

ちょっと教えてもらいたいんですが、減債積立金、これの総額というのは出れへんか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

特別、総枠というものは決まっておりません。何ぼ積み立てれば上限ですとか、そういったルールはありません。

委員（和田善臣議員）

他の場合、ルールはありますか。

下水道課（安藤俊紀課長）

ないです。

委員（和田善臣議員）

減債積立金というのは、要するに将来支出せなあかん分ですよ。その金額ですよ。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

令和3年度に発生した剰余金の使途として、減債積立金に充てて、将来的に減債積立金、要は償還に使いたいということで、これは償還の全額ではなく一部ということです。

委員（和田善臣議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

それが表に出るのは、事業にかかってからですか。ちょっとこの辺のところを理解してないんかしらんけど。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

また決算のときとかに出さしていただくんですけども、補填財源とか、そういったところの使用になります。財源として使われます。

委員（和田善臣議員）

分かりました。なかなかこの複式簿記というのは皆さん理解してないところがあるんです。

委員長（松井匡仁議員）

委員、よろしいですか。

委員（和田善臣議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして討論を行います。討論はございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

では、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案39号 令和3年度忠岡町下水道事業剰余金の処分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第41号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

議案書の19ページをお願いいたします。議案第41号、附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。前回別冊議会資料、議案第41号、生活環境課資料1も併せてご覧ください。

忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業における事業者選定を行うに当たり、この業務の目的、性質、及び内容を踏まえ、民間企業の有する創造性、ノウハウを的確に評価できる選定方法及び選定基準の設定について審査をするため、附属機関を設置するものでございます。附属機関名称は、忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業者選定委員会といたします。

また、併せて当該委員に委員報酬を支弁するため、附則第2項で忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。委員の報酬日額は8,000円でございます。

なお、この条例については、令和4年10月1日から施行するものでございます。

次ページに、生活環境課資料2として附属機関に関する条例、新旧対照表を、また次ページ以降に、先日議員の皆様方にご説明いたしました今後のごみ処理方針について、生活環境課資料3を併せて添付していますので、ご参考のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回のこの条例の事業者選定を行うのに委員会を設置するという事で、構成委員として、学識経験のある者、弁護士、公認会計士等を予定と書いてますけども、この会自体を何回開いて、構成メンバー何人ぐらいで委員会設置される予定でしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

開催回数については、現在未定でございます。ただしですね、こちらのほうの実際のところ、委員が決まりましたら、こちらの公募要件、それに関しての第1回を開いていただきまして、あと、審査に関して1回ということをご予定しております。

以上でございます。

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

申し訳ございません。委員のメンバーは、構成的には、条例が可決されましたら現在のところ5名を予定しております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど、回数は未定ということですが、決まれば、公募の際に1回、事業者選定する際に1回、約大体2回を予定してるということですね。構成委員についても5名ということなんですけども、これ、特別委員会とかでもいろいろ議論されてますけど、まず学識経験のある者というのと、やっぱり関係者だと思うんですけど、どういった方を予定されてますでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうについては、学識経験ある者と表記させていただいておりますが、現在、今度業者選定に当たり、どういう委員がするということに関しては、ここで発言はお控えさせていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、まだどういうメンバーを呼ぶのかというのは、決まってるけど言えないのか、単純に決まっていないのか、どちらでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの委員につきましては、事後報告で公表させていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これは何か今後、公募するに当たって、事後報告しないといけない理由って何かあるんですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員が決まりましたら、やはり候補業者との接触ということが考えられますので、委員については事後報告させていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、今後、公募に関わることで選定もするというところで、公表は控えて、決まってからですかね、公表するという理解でよろしいでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

議員のおっしゃるとおりでございます。選定しまして、業者が決定しましたら委員については公表させていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

先ほどの特別委員会の中で、確認なんですけどね、今回、この9月でこの条例が決まったとして、補正予算も通ったとして、今度、次に行うというたらプロポーザルですね。こ

れを行った後、12月議会で基本協定を認めるかどうかのまた議決をされると思ったと思うんですけど、それは。もう一回確認です。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

先ほど、特別委員会の中で基本協定の議決という案が出ましたけども、その時期的なものですね、プロポーザルの時期もちょっとまだ日程がですね、決めておらないところでありまして、それが12月議会にどう絡んでいくのかというところもございますので、これが決まり次第、報告させていただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

部長、すみません、報告というのは、報告をして、そしてまた議決をするという流れですかね。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

時期の報告ということでございます。公募が始まれば、どの時期に業者が決まるかということも分かってまいりますので、そうした議会の流れのどこに入っていけるのかということも分かってくると思いますので、分かり次第、また報告させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、ここで1回こういった議決があるんですが、案で議決するんですけども、次また議決をするとしたら、どこのタイミングでされるんですか。分かり次第ということですが、それが分かって、協定締結するときにするんですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

協定締結する前になろうかと思います。基本協定ですね。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

じゃあ、もう1回議会に上程されるということですね。分かりました。

で、そうしましたら、プロポーザルで募集をされてきた事業所ですか、そういったところにもう一遍議決の期間があるので、そこでもしそれが駄目になったとしたら、そのプロポーザルするその業者っていうのも、いろいろとお金も要ってると思うんです。設計とかいろいろして出してきたら。それは、そこでおじゃんになって、忠岡町が違約金を払うとか、そういったことはないんでしょうか。ちょっとそこが心配なんですけど。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本協定の前になりますので、基本的にですね、計画とか設計が進んでいくのは、基本協定を締結した後になりますので、その時点での違約というのはないと思います。公募に際しては、基本協定が議決案件であるということは、公募の条件に載せていくことになると思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。条件つきということですね、分かりました。

そうしましたら、先ほど来から住民説明会、この質問も出ていたんですけども、そうしますと、いろいろとまだちょっとですけどね、何か月かですけど、住民の説明会も開くことができるというふうに思います。今日頂いた資料で、動画配信ですか、そういったことをするので、そこで見ていただきたいと。それから、当日参加していた住民の方の意見であったりとか質問、それはまだ精査できてないので、きちりできましたら1か月以内に発信するようにしますという答弁がありました。

で、夜でしたけれどもね、ちょっと一部に偏った意見があった、そういった人が多かったというふうに思われているかもしれないけれども、あの説明会は自治会が要請ね、私も自治会員として自治会の会長に、「河野さん、何人と言われてるから行ってくれよ」と言われて、もちろんそうでなくても行きますけどね、そういった方々が多かったので、あれは偏った人じゃなくて、自治会から要請されて行かれたという方もいらっしゃいましたので、偏ったという表現はちょっと違うというふうに、これは理事者の方は言ってませんけどね、そういった感じる方もいらっしゃいますので、ちょっとそれは言っておきたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、先ほどの河野議員からの続きなんですけども、住民説明会、開いていただいたんですけども、先ほど河野議員もおっしゃられたとおり、各自治会に人数の動員をかけられたということもあるので、それプラス、住民説明会があるという案内が全戸配布で配られたということもあるので、今回この資料では、質疑応答は含んでいませんということで書かれているんですけども、そういった形で集まられた方なので、そこも一住民の意見だと思います。そこをカットするというのはいかがなものかなとちょっと思ってます。やっぱり全住民に広報で配られて、説明会があるというのを知らせて、その上で説明会を開いて、その質疑応答の部分だけ切られるというのは、ちょっと何か不自然な感じはします。また今後、意見を求めるということで、ホームページとか、そういう形で意見があるとは思いますが、そういったことも今後多分公開していくとは思っているので、やっぱりこの実際あった住民説明会というのは全部の様子を流さないで、ある意味そこだけ不公平になってしまうんじゃないかなと思ってます。その点について、いかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その動画の配信につきましては、目的は町の考えている事業を住民の皆様によりよく知っていただくということを目的にしておりますので、町長の挨拶の部分と資料の説明ということに重きを置かせていただいております。その後の住民との質疑応答につきましては、これはどういった審議会でもよくありますけども、議事の要約であったりとか、また議会でも議会だよりで一般質問のことを簡潔にまとめられて住民の皆様へ報告されておりますけども、あのような形で分かりやすくお伝えできたらなというふうに考えておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ああいう場でなかなか意見言いにくい方もいらっしゃると思います。そういった中でね、やっぱりちょっと今回に関しては問題提起というか、住民が不安に思ってること、それが率直に説明会で出てる部分だと思います。今後も恐らくそういった意見が増えてくるだろうと思います。やっぱり実際に文字で見た分と要約された分と、実際にその方がしゃ

べってて訴えている件に関して、やっぱり事の重みというか、大分感じ方が変わってくると思うんです。そこの住民の意見は意見として1つ映像で流しておいて、それぞれが町の報告を聞いた上で判断する材料だとは思っています。だから、町の皆さんの説明会で出た意見というの、やっぱりそこはカットするんじゃなくて、きちんと放送してもらって、こういう考えの人もいてるんやなというの、それを住民に知らせるべきだと思うんですけども、それで初めて公平かなと思います。その点、いかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

重ねての答弁になりますけども、やはり簡潔に文字でまとめましてお伝えしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まあ、そうですね、簡潔に伝えるのはなかなか伝えにくいと思いますので、なかなかその思いというのは文字面で見たら多分見えてこないと思います。やっぱりそこは住民がどういう思いで言ってるのかというのを本当に感じてもらうためには、やっぱり動画の配信というのは必要かなと私は思いますので、ここは多分いくら言っても平行線になると思いますので、できればそういう形で要望したいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

住民説明会ですけど、12日、先ほどの特別委員会でも私ちょっと言わしてもらいましたけど、私は行っておりません。結果どうなるのかなということは、既に大体察知しておりましたので。果たしてそれがほんまに住民の声かということも疑問にも思いますし、ですから今後、基本協定書が12月にもう一遍再提案されて議決権を得れるということで、一応3か月延長になったということですけども、この中で住民に丁寧な説明、要請があれば行きますよと、先ほどの特別委員会でおっしゃっていただいたので、私はああいう場で、例えばふれあいホールですよ、何十人いらっしやったんか、80人ぐらいでしたかな。その中で物を言うというのはなかなか勇気が要ることですよ。慣れてる人以外はね。ですから、もうちょっとやっぱりコンパクトな形で、忌憚ないご意見を交わすぐらいの単

位でやったら、それがほんまの私は住民の意見かなと感じるところがありますので、要請があれば、こちらから投げかけることは、説明があれやったら、こっちから行きますよという、そういう投げかけがあるんかもわかりませんが、小さな単位で、ほんとに地域の方のお声を聞いて取り組んでいくということが、非常にそこがポイントになってくるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

答弁は。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員のご指摘、ありがとうございます。そちらのほうについては、丁寧なご説明がありましたら、してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと返す言葉ですが、住民の総意ではないと思います。ただ、やっぱり声は声として届けないといけない。当然、この案に賛成の人、反対の人、それぞれいらっしゃると思います。やっぱり反対の人のほうが当然声を上げると思います。賛成の人はもうそのままこの案で行けばいいというのが多いと思いますので、やっぱり逆になぜ反対しているのか、そういった声をちゃんと聞いていただいて、そういう住民に寄り添う形で、先ほど北村委員もおっしゃってましたけど、小さい説明会でもそこは行なっていて、そういった意見を町に上げてもらう。それを意見を集約してもらって、初めて公平な判断もできるんじゃないかなと思いますので、説明会についても大小いろいろあると思いますけども、今後適宜開催していただきたいと思います。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ありがとうございます。また要請がありましたら丁寧な対応をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回、町のほうが広域と民設民営、なぜ民設民営のほうに進むのかという大きな理由は、費用のことと、それから住民サービス、その2点が大体大きな理由だったというふうに思います。いろいろと費用想定資料も出していただきました。先日もね、ちょっと消費税のほうが入ってなかったか、入ってたか、なんですけど、金額の訂正もありました。

それで、今日せっかく頂きましたので、ちょっと忠岡町のこのグラフですね。忠岡町が府下でもドーンと、どこにあるのか分かれへんぐらい上のほうにあるんですけど、ここは例えば令和2年と令和3年、大規模改修しましたので、令和2年まで入っているの、29、30、3年間やったと思う。すみません、29年から令和2年の年度で出しているごみ処理方式別の比較表なので、若干、3億ぐらいは修理費が入っていると思うので、その分若干これ上がっていると思うんですね。

で、広域に入っています和泉市、高石、泉大津市は下のほうにあるわけなんですけど、これは公債費がどんどんとなくなってきたので減ってきて、下のほうの金額が安いほうにあるといった説明があったかというふうに思うんです。今回初めてね、ケース2とケース3のところを入れていただいたわけなんですけど、若干違うんですけども、そんなに大差はないというふうに考えているんですけど、大体これが、この差は幾らぐらいで、どういった形でこういう差ができるのか。もちろんここにいろいろと金額を出していただいていますので、それでと思いますけど、あまり大差がないのかなというふうに思うんですけど、これはいかがでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの資料につきましては、以前ですね、平成29年から令和2年度まで、国等でお示ししている各市町村のいわゆるごみ処理方式のデータでございます。それに対しまして、こちらのほうの費用ですね。過去4年間のいわゆるクリーンセンター時の事業、それとあれですね、ケース2でかかっている1億9,846万4,000円、1年当たりの費用ですね。これがケース2になるんですけど、それとケース3の1億7,972万5,000円、こちらのほうにですね、こちらの4年間の平均のいわゆる収集運搬料、その分

を加味して足した分の金額になっています。そちらのほうで算出しております。そちらを人口で割った分で単価を算出しました。その今のところ、ケース2とケース3の先ほどから委員がさほど開きがないよねというご質問になってるんですけど、約4,000円ぐらいの1人頭の住民の負担額が変わっている試算になっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

いろいろと表も修正、修正で大変だというふうに思います。そしたら、4,000円ぐらいの開きだということなんですが、前にもお聞きしたと思うんですけど、すみません、忠岡町で大規模改修の分を入れていなかったら、ここは3万6,000円とお聞きしたと思うんですが、幾らになるんですかね。すみません。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

申し訳ございません。先ほど、その大規模改修というのは、あれでしょうか。平成28年から令和2年の4年間の大規模改修のほうでございましょうか。それを加味した場合です、ね、3万2,000円ぐらいになると試算しております。概算ですけども。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。このケース2、ケース3を入れないこの表は国が出してきた表なんでね、忠岡町が出した表ではなかったというふうに認識しています。その大規模改修を、令和3年もあるんでね、でもこれ令和2年度までなので、令和2年度の改修費、約3億円ぐらいやったと思うんですけど、それを入れなかったとしたら忠岡町で3万2,000円ぐらいと、若干ちょっとグラフも下がってくるというふうに思うんです。

で、いろいろと費用想定が訂正があって、最終的にはこの年間平均町負担費用というところですね、ここが約2,000万弱しか広域と公民連携と変わらなくなっているのですが、この理由は何なんでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

申し訳ございません。前回お示ししていた分につきましては、広域処理組合さんのほうにつきましては、消費税込みの金額で試算しておりました。消費税抜きの金額を試算した結果、少し差が縮まったという結果になっております。

以上でございます。申し訳ございません、10年間の費用が、消費税込みの分が消費税抜きになったということで費用が縮まったということになっております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、消費税の部分だけでちょっと差額が出てきたということでもありますね。分かりました。

で、当初言われていた莫大な、広域に行くと、いろいろと先ほどの説明で事務組合に入るのが大変だという話もありますけれども、費用面にすると、そないに思ってたよりか、さほど差額はないということが分かりました。

あともう1点なんですけど、住民サービスの点なんですけどね、やはり住民サービスを定性的に比較した場合に、公民連携協定がいいだろうと、優位であるというふうなご説明でありましたけども、それは収集の時間、そういったこともありましたけど、よくよく、私もちょっと夕方と失礼なことも言ってしまいましたけど、午前中には収集が終わると、そういったご答弁も頂いています。そしたら、あとはどのようなところで住民さんが不便をかけるというふうに思っているのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの表で比較的定性評価をやっているというところがあるんですけど、それを一つ一つ読んだらかなりの膨大な量になりますので、先ほど委員のご指摘されました収集時間が午後にはならんと、午前中になるということなんですけど、そのほかにですね、

持ち込みごみというのがございます。今、新浜でも持ち込みごみをやってるんですけど、そちらのほうはかなり遠方になることから、かなり時間がかかると。それと、広域組合のほうになりましたら、やはり大量なごみが持ち込まれてますので、そのところで待ち時間が発生すると考えられます。

そして、今現在想定している広域のいわゆる処理場に関しましては、今のところ忠岡でしたら土曜日の持ち込みも可能なんですけど、土曜日の持ち込みをしてないとか、そういうような不便さは感じられるところだと思います。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

持ち込みの粗大ごみ、非常に今、新浜にありますので、住民さんは便利だというふうに思います。広域に行くとは距離的にね、まず1点が距離。距離が長いので、その分時間がかかりますよね。それとあと、並ぶというような待ち時間がちょっとかかるといったような理由をおっしゃってました。これについてはね、私も泉大津の住民さんとか和泉市の住民さんにも聞きました。粗大ごみを何遍か持っていったことがあるけど、ちょっと盆なんかの前は少し待ったけれども、ほとんどスムーズに行くよというような話も聞いています。

それから、もちろんね、遠くなるので、その分はこれを住民サービスの低下と言うていいのかなというふうになるんだろうけれども、例えば1つの案としてね、粗大ごみ、今も粗大ごみ、クリーンセンターに持っていったら、燃やせるものは燃やしているけれども、燃やせないものはまた大栄環境に持っていったらというふうにするんです。そうですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

全てではありませんけども、大栄環境に持っていったら分もございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

なのでね、例えば大阪なんかは土地というか面積が狭いので、なんですけど、地域なんかに行くと、広大な面積があるわけですね。なので、一般家庭ごみですら中継施設をあちこちに造って、でないと焼却場まで持っていったら往復時間がすごく時間がかかるので、中継施設、それは一般家庭ごみですよ。そういったのもそこで集めて、積み替えるか何かして一遍に行くと、そういった話も聞きますし、あと広域なんかは、やっぱり地方のところなんかはやはりそうされてるといふふうに聞きます。

なので、例えば粗大ごみであってもね、燃やせる、今は燃やしてるんだけれども、広域に行ったらね、全部持っていかないといけないということになるのかな。取りあえず粗大ごみを持ち込みが大変だというんでしたら、忠岡町の今の現クリーンセンターに中継施設を建てて、そして住民が持ってくる粗大ごみを引き取って、そこからまとめて持っていくと、そういったことをすると住民に不便はかけないというふうに思います。もちろん費用は若干かかってきますけどね、それぐらいはしていいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それはですね、シミュレーションをやっておりますので、簡単に答えさせていただきます。

まず、中継施設を建てるのにですね、現状の施設の中で建てられるとしたら、し尿処理の施設の跡になろうかと思えますけど、一部、建屋を壊さないと駄目ですね。その解体費用がそこそこかかってまいりますのと、その中継施設の規模によるんですが、少なくとも3億円はかかります。少し広いやつを建てれば4億、5億というようになっていくかと思うんですが、生ごみだけを入れる中継施設だけでも、少なくとも3億円はかかります。

それと、ごみを積み替える作業ですけども、これも試算はしております。これは人力だけではできませんので、重機を使った作業になります。ですから、重機とそのオペレーター、またその周りには作業員が複数名必要です。また、重量を計ったりするいわゆる計量係ですね。その方の人件費も入れると、ちょっと今、金額が幾らとはつきり覚えてないですけども、かなりの金額になってたかと思えます。それに加えて、広域処理組合の処理費用、それと、収集運搬の車も移動距離が長くなりますので、割増しになります、今の現在の料金から。それを加えますと、軽く1億は超えると思います。そうした金額を加えてでも、そのメリットがあるのかと考えたときに、ちょっとその時点で選択肢から外れたということがございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

担当課のほうもシミュレーションしていただいているということでもあります。今、部長答えていただいたのは、その中継施設に置いとくのは粗大ごみだけですか。生ごみも計算して今おっしゃっていただいたのか、それは別ですか。粗大ごみだけやね。中継施設に置くのは。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

失礼しました。粗大だけです、申し訳ないです。パッカー車は直接持っていくということなので、粗大関係だけは大栄環境に持っていくという話ですね。ちょっと計算はしてないんですけども、今現在、資源ごみの関係を受付やってまして、資材の受付もやってまして、それが委託、クリーンセンターに出してるわけなんですけども、それも、1億円はいかなかったと思いますけど、そこそこの委託金額だったかと思います。それがプラスかかってくるということになりますね。

委員（河野隆子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろん費用は余分には要すると思うんですけど、住民サービスを考えていただかないといけないんですが、考えるのであれば、やはりこういったことも案として入れていただくと、そういったことが必要ではないかなというふうに思います。それはちょっと一度よろしく計算のほう、計算というか、もう要望ですからね、高くてもこれはしてもらわんと、住民サービス、粗大ごみを向こうまで持っていくというのが大変ですから、そういった案もあるということで、ちょっとお示しさせていただきました。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員ご指摘のことは分かることなんですけども、広域に行きました。粗大ごみのいわゆる施設だけをここに置いて、その分だけを泉北環境に持っていくというような今シミュレーションで委員考えてはると思うんですけども、ちょっと片一方では広域で、生ごみとかは広域でやりながら、粗大ごみはこちらで収集して、中継施設という感じで、また別のト

ラックに積み替えて持っていくというのはかなり不合理な手法だと思いますので、その辺のところは今のところ考えておりません。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

収集というか、持ち込みなんでね、住民の方が持ち込んでくると。それをもちろん泉北環境に運ばないといけないんですけど、ぜひそれはね、住民サービスの低下にならないよというところで、それはちょっと考えていただきたい、検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

やはり持ち込みはですね、重量を計らないと駄目なので、その計量に係る人員も必要ですし、その粗大ごみを一たん下ろして選別したりする人件費も必要ですし、それをまた運搬する費用もかかってくるということで、それは少ない額じゃないと思いますので、ちょっと申し訳ないですけども、当初検討する段階でですね、それも考えてないことはなかったんですけども、選択肢から漏れたということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ試算はしてください。そちらでする、しないということはあるんでしょうけど、試算していただかないと私たちも検証できませんので、ぜひそれをお願いしたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

広域処理組合に行けば、3市とも住民が持ち込んで処理できてるわけなんですね。そこで、忠岡町だけがそこに数千万円かかるのかということになってきたら、それはそれでどうかなというところもありまして、少額ではありませんので、やはりそれはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

平行線なので、検討をお願いしたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

まず、今の河野委員の話ですけども、私もそれはちょっと、例えば地方のほうでね、もうほんまに半日かけな行かれへんとか、何時間もかけな行かれへんやったら、そういうことも必要やろうけど、言うても二、三十分あれば行けるとこやから、それよりも例えば広域に粗大ごみを持ち込んだ場合、うちの場合は粗大ごみ、あれも要は重量ですよ。50キロで500円、10キロ増えるごとに100円ですよ、今。向こうは金額的に持ち込んだ場合どうなるんですかね。安い。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

忠岡町の粗大ごみ、ごみの量なんですけども、50キロ500円、10キロ増すごとに100円ということになっております。現在、広域組合さんのほうのごみのいわゆる重さに関する金額というのは、ちょっと今手元に資料がございませんので、今のところ1.5倍ぐらいかかるそうです。

委員（北村 孝議員）

高い。うちよりも高い。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今、ちょっと資料のほうをお持ちしておりませんので。

委員（北村 孝議員）

また後ほど。すみません。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

不確定な数字は言えませんので、控えさせていただきます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、先ほど広域の件で谷野部長のほうから、粗大ごみ、住民が持ち込むという話をしました。多分住民が持ち込むということは、和泉の山奥から高石の浜手までそこそこ距離ある中で、住民の皆さんが持っていかれてるのかなと思ってます。そういった意味では、忠岡町にしても泉北環境まで行く。今までが泉北クリーンセンターという忠岡町内だったので、すごい近い場所で粗大ごみが処理できてたんですけども、広域になるということは、そういった住民の皆さんも粗大ごみを持っていくのに理解は示してくれるだろうとは思いますが。

だから、住民サービスの低下っていうのも1つあるんですけども、ただ、それは住民皆さんが決めることで、それぞれが、和泉市にしたら父鬼の山手のほうから前まで持っていくというたらかなりの距離があるので、そういった方も恐らく粗大ごみとかあったら持っていったらと思うんです。だから、その点を考えたら、忠岡町からその泉北環境まで持っていく距離についてはそれほど、今の距離と比べたらちょっと長くはなりますけども、苦にはならないんじゃないかなとちょっと思いました。

特別委員会の中でもちょっと広域について、一部事務組合に入るのは結構障壁があるということでおっしゃってましたけども、その中で1つ用地の候補地を挙げなければいけないという話がありました。それはそれで一部事務組合の中ですから、しないといけないことなんですけども、実際にその土地が要求されたときに、皆様住民に1回そこで聞いてみたらいいと思うんです。今回の産廃の件もそうです。やっぱり産廃があそこに建つということなので、住民の理解というのが必ず必要になってくると思います。広域でその場所の候補地を挙げなければいけないというのであれば、候補地を挙げて、それで住民さんにも理解してもらえたらいいと思います。やってることは恐らく一緒だと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

広域に入るということはどういったことかということで説明させていただいたんですけども、それをどの時点で出せばよいとお考えでしょうか。各市ともね、私、計画書の中身を見てないんですけども、候補地を多分出してると思うんです。その中で最適なところはどこかということで比較、調査、検討して、構成市と協議しながら最終的に決められてい

くということになるかと思えますけども、その中でその各構成市についても、住民との合意形成をどう図っていくのかというところは当然考えてはると思うんですが、本町の場合、どこでそれを図ればよいというようにおっしゃられてるんでしょうか。決まってからということなんでしょうか。

というか、その決まってから、じゃあ住民に聞きましたと。けど、その立地は困りますということは多分言えないと思うんですね。だって、忠岡町としてこの用地ということで推薦するわけですから、ですから後ほど聞けばいいとちょっとおっしゃいますけども、なかなか後で聞くのは難しいと私は思っています。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほども理事者側の質問で、反問権という形になると思うんですけども、場所、それを決めるというのは、その一部事務組合に入ること、当然向こうから言われることだと思います。やっぱりそれができないから、もう委託しかできないというのは、その交渉に行つて、どうしていくかという、その交渉をまず一部事務組合としないといけないんじゃないですか。それで、多分それはやっていただきたいなと思っています。

今の世の中、結構広域化、広域化ということで話が進んでいまして、大阪府も広域化ということで進んでると思うんですけども、忠岡だけが広域化せずに単独で炉を持つというのも、今の広域化の話ではちょっと違うんじゃないかなと思っています。やはりそこは今ここでそういう判断するのではなくて、もう一度一部事務組合に行つて、こういう条件なんですけど、どうでしょうかと言うのも行政側の仕事だと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも今まで何回も答弁させていただきましたけども、近隣の広域処理組合様とは従前から広域化の協議会を行っておりまして、今現在もまだ継続中でございます。そうした中で、本町のごみ処理方針としてどのような方式が一番本町にとってよいのかというところを調査研究を進めてきて、報告書を今までまとめ上げてきたということでございます。

公民連携協定事業に関しましては、その実現性を確認するために、本年度、委託費をつけていただきまして調査を進めて、やっと実現可能性があるなということになって、こうした流れになってきてるわけございまして、今この時点で、広域に決めて交渉するということはちょっと考えてないところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

広域に決めてじゃなくて、広域の可能性もという形に変えていただきたいと思うんですね。別に広域に行けというわけではなくて、きちんとした話し合いとかによって、その可能性を失うわけにいかないじゃないですか。だから、そういった可能性を今後も協議していただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まあ、いろいろな考え方があるということは理解はできますけども、忠岡町と忠岡町住民にとって一番よい方法ということで、先日、3つの方式、忠岡町単独方式、広域、また公民連携という3つの方式について定性的な評価、多くの項目を挙げて、一つ一つ評価をさせていただいた。その結果、公民連携協定方式が一番本町にとって有利な道ではないかという結果が出て、本日この場に至ってるわけでございまして、広域に行きたいからこの状態になったというわけではないということを改めてご理解いただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。河野委員。

委員（河野隆子議員）

私たちが何か問題かというのは、産業廃棄物の施設が忠岡町に来て、建設されて、焼く。そういったところで健康被害がとか、大気汚染の問題ですね、それが出るという、そういった可能性があるということで私たちは問題だというふうに言ってます。

で、もちろん国の基準、府の基準、それは基準はもちろん守ってもらわないといけませんけれども、やはり忠岡町独自の基準というんですかね、なかなか専門家の方もいらっしゃるんですけど、そういった方はそういった方で、またお金もかかるかもしれませんけど、お金がかかったといえども、忠岡基準ですね、そういったものを設けて、きっちりやっぱり検証すると、そういったことが必要ではないかと。これは今までも言わせていただけてますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの委員会でもありましたように、産業廃棄物に関して忠岡町で焼く分については、十分モニタリング検査をして、忠岡町が認めるいわゆる一般廃棄物に準じる産業廃棄物というのを処理していくというところをご理解していただけてると思います。

それと、さきの委員会でも町長がおっしゃってました。一般廃棄物より産業廃棄物のほ

うで、今はきれい。議員さんの中でもそうですよねというお声もちょっとちらほらあったんですけども、実際のところ一般廃棄物と産業廃棄物の違いというのはご理解していただいていると思うんですけど、産業廃棄物に関しましては、発生者、誰が発生したのか、それとどうして処理をしたのかというようなマニフェストというのがきっちり定められております。こういう形でのごみをここで何トン焼くというようなところが、一般廃棄物に比べれば、一般廃棄物というのは、誰が出して、どういうふうに出してというのは、そこまで詳細なことはできません。実際のところ、忠岡町民の方々が出している家庭から出たごみが一般廃棄物でございます。先生おっしゃるように、量ということに関しましては、いわゆる20トンと180トンという量の違いはありますけども、性質上、今は一般廃棄物よりも産業廃棄物のほうで適正なごみということは考えられます。その辺のところはご理解いただきたい。

それと、忠岡町の基準、忠岡町独自の基準を設けたらどうかということになるんですけども、そちらのほうにつきましては、今後、業者さんが決まりまして、そちらのほうは協定というところで定めていく分でございますので、こちらのほうには今後その辺のところは、すみません、申し訳ございません。訂正させていただきます。基準というか目標ですね。努力目標的な分については表記できると考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ、忠岡町のさらなる厳しい基準を設けていただきたいというふうに思うんです。もちろん、こういったごみ以外は焼けませんと、それは協定書に載るんであろうけども、分かりませんからね。忠岡町が24時間見張ってるわけでもありませんし、もちろん一般廃棄物は家から出る全ての、粗大ごみも全部一般廃棄物になるのかな。ですね。それ以外が産業廃棄物ということで、例えばごみの質というか、それは大丈夫だというふうに考えられても、それが例えば高度なプラスチックとかね、それが塊がすごくたくさんあって、それを一遍に焼いたりしたら温度がどうなるかとか、やっぱり焼くそのときのごみの分類でまた違ってくるというふうに思うんですね。

なので、やっぱり私たちが一番心配、私が心配しているのは、大気汚染、それから臭いもそうなんです。やっぱり今でも泉大津のある会社のところが焼く臭いが、夜中になると臭ってくると、そういったこともいろいろと聞いていましてですね。今は泉北環境、それは東側にありますので、風が吹いても若干、家はありますけどね、まだ若干山のほうに行くのかなというふうに思うんですけど、今回、新浜やったらもう海ですからね、やっぱり

風が吹くと臭いも民家のほうに流れてくるんじゃないかなというふうな心配もあります。取りあえず一番は健康被害が出ないかと、そういったところなんで、やはり忠岡基準、これは設けていただきたいというふうにお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

資料の中でも書いておりますけども、一応国の基準を守りつつ、努力目標を定めて、高い基準で処理をしていただくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

河野さんのおっしゃる住民にしっかりと、また健康を守っていくというのはよく分かります。町長も議員のときでしたかね、何年か前に講師を呼んで、テレビによく出られている、ちょっと名前は忘れたですけど、ダイオキシンの話をされて、焼鳥屋の前を通ろうが、ダイオキシンは発生してると、こんな笑い話か何かもありましてね。でも大気汚染だけじゃなしに、我々の日常のやっぱり食生活、そういったことの健康を害するところが多いので、大気汚染というのは、国とかそういうような基準で決められておりますので、それ以上のことをやっていけば、当然うたってはりますから、努力していただいて当然しかりやと思いますけども、あまりその大気汚染とか、その産廃を受け入れることに、聞いてたらどうもあまりよしとされてないですけども、その受けるところの事業所というのは、これはそれをしないと経営が成り立っていかないんでしょう。ですよ。どこかに収益が要るので。うちだけの一般ごみの処理だけじゃ無理なんですよ。

その辺も踏まえたら、私はその産廃の焼却、混焼もやっぱり当然あるべきであろうと、こう思いますし、広域についてもいろんなことも聞きますし、広域となれば、これだけ捉えれば、恐らく河野さんもいろんな意見をやっぱり持つてはると思いますよ。地域の住民の方にどう説明していくの、ここから遠いやないの、こういうところにあると思うので、聞いてますと、いかにも私もこの公私連携が賛成やということはね、しっかりいろいろ考えてますけど、あまりにも広域が駄目や、産廃は駄目だ、汚いものだと、さっき町長もさっきの特別委員会でおっしゃってましたけども、この辺のやっぱり考え方というのを少し変えていただいて。

私が思うにはね、町長がこれ公約ですわ。この広域というのは。公約でやりはって、議員のときもしきりにおっしゃってました。それをあえて覆す、自分の政治生命をかけてやるんだというようなことも、それに似たような言葉もさきの特別委員会でもおっしゃって

ました。そこまで決断されてることについて、もう少し私は前向きに考えていくべきであろうと思いますしね。いやいや、これはもう町長が言うてるから、ぜひこれでやっていこうと私もまだ、さっきも言うたように、思ってませんよ。いろいろ熟慮しながら考えて最終的な結論を出しますけど、しかし、この辺はやっぱり英断されて、当然町長も批判される立場でしょうけど、そこまでこの事業にかけてるといふ部分は私は一定理解します。

その辺について、あまりにも住民に不安を与えるようなことじゃなしに、それに向けてこうですよと、逆に私は議員が、いや、国の基準を守ってしっかりやってくれるみたいやよと、逆に安心していただけるような形で、また広域はこういう部分やというような形で説明できるぐらいのね、やっぱり住民に選ばれた議員ですから、それは住民の意見も大事ですよ。しかし全部が全部、全部こっち向きませんよ。それをさっき部長が言う、どこで線を引くんですかみたいなの、住民の6割が、5割が反対やったら、これ、やめるんですか、6割やったらするんですかみたいな話になっちゃうので、あまり大気汚染、大事なことですよ、健康被害はね。そやけど、食べ物とか、ほかのものがもっと体を悪くしてますわ。体に悪いというところであればね。大気汚染だけじゃないですよ。総合的なもので、やっぱりいろんなもので。

そやけど、今、あまり大気汚染で訴訟を起こしてるとか、昔はありましたよ。尼崎の排ガスなんかでもありますし、そんなんいろんな部分でありますけど、今はやっぱり国を挙げて環境に取り組んでる中で、海洋プラやどうのこうのと言うて世界的に取り組んでる中で、環境の大きな被害というのは私は恐らく出てこないであろうと。違反して川に変な水を流したりするところは、中には企業はあるでしょうけど、このところを見ると、世界的に取り組んでいるこの環境問題については、恐らくそういう環境で健康被害を及ぼすということはほぼないであろうと私は思っておりますので、そういったことで、質問ではないですが、今回の取組に対して、私のちょっと個人的になりますけど、気持ちを今お話しさせてもらってるんですけど、あまり環境やどうやこうやというのは、逆に住民を不安にさせるのかなって。

ちょっと余談ですけど、この間、ちょっとある会合に出ましてね。そこでごみの問題、いや、何か来てたなと、入ってたなというけども、別にどうなん、いや、私らちゃんにごみ、今までのように持って行ってくれたらええし、ちゃんとしてくれたらそれでいいんですけどというような声も中にはありましたので、住民というのは恐らくその辺の感覚かなと。ただ、心配されてるといふか、騒いではるといふところは、やっぱりそういう不安材料、当然考えていかなあかんところですけど、その辺のあおりがあるのかなというところもありますし、この辺についてもやっぱりしっかりと公平をもって住民に説明していただいてかないと、偏った形の結果が出るというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

ありがとうございます。広域のこともね、口を出せば何ぼでも出すことはあるんですけども、相手さんがあってのことで、なかなか3市の悪口になってきても具合悪いんで、またこの3か月間の間にね、うまいこと説明できる部分はちゃんと説明していきます。

もし今、この公民連携が前に進めばですよ、進めば当然3市には謝りに行かなあかんわけですね、もう向こうには入れへんのやからね。そのときには、またどういうお尻の拭き方をしやなあかんのかというのは、私、今どきどきしてますけども、それも踏まえて、この進むべき道というものは、あくまでも税金をごみ、されどごみに投下しているというのだけはご理解いただいて、これをちょっとでも軽減できるようにと思っただけの苦渋の選択といおうか、これほどというような、なるほどという中で、この広域よりも公民連携というのが後でできたというだけの施策でありますし、また、国も方針を公民連携がいいんじゃないかというような方向へ進んでますのでね、この辺もご理解いただきまして、前へ進んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

最後に一言だけ、すみません。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

さっき北村委員からお話がありました。焼鳥屋から出てる煙と比べるというのはおかしな話で。

委員（北村 孝議員）

それは私が言うたんと違うで。講師の方がそう言うたと、笑わそうと思って言うてるんか、そんな話があったと。

委員（河野隆子議員）

でも、おっしゃったからね。で、経営が成り立っていかないといけないだろうということで、やっぱり私が心配しているのは、ごみが足りなかったら、どんなごみを持ってくるか分からないということで、やはり国の基準をいくら守ってもね、経営をする民間ですから分かりません。ごみが足りへんから、ちょっとこれは汚いけど焼こうかと、そういうこともあるかもしれない。そういう危険性があるから、きっちりとこれは考えて、方向性を考えないといけないという意見であります。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

答弁はよろしいですか。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

事業者に対しましては、しっかりと事業をやられてるところが来ていただけていると思いますし、本町がしっかりとモニタリングをしていけば、そういったことにならないのではないかというふうに考えております。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

しっかりと、例えばこの方法でいくとしたら、やっぱり事業者としっかりと信頼関係を築いていくように。町長やないけど、これで行って、後々、だまされたと議員から声の出ないようにしていただければ、この方法でいくんでしたらね、そういうように思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第41号、附属機関に関する条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この案は産廃を認めるかどうか、議会に問われている議案であります。また、一般廃棄物処理公民連携事業者の選定委員会を設置する条例でもあります。一般廃棄物処理とは名称はついていますが、約10年後に民設民営での200トンもの産業廃棄物焼却施設を今のクリーンセンターの跡地に建設する事業者を選定するための委員会の設置条例であります。

産業廃棄物焼却施設については、法令で基準があるとはいえ、大気汚染や粉じんなどの環境の悪化が懸念され、地域の住民が不安に思う施設であります。全国で産廃焼却施設反対の住民運動があちこちで起こっています。そういった施設だからこそ住民の環境を守るため、自治体は都道府県に要望したり産廃施設建設に住民同意を必要とする条例を定めているところもあります。そういった住民の不安が多い産廃施設を忠岡町が誘致するのですから、当然住民の合意が必要です。

ところが、忠岡町は住民合意を得ていないこと、議会への議論の保障もなくタイトスケジュールを押しつけていること、広域への努力をせず安易な方向に向かっていること、公民連携に忠岡町の主体性がないことと、大きく分けて4つの問題があります。

まず、住民合意を得ていないことについてです。忠岡町は住民説明会をするつもりはなかったようです。議会からの求めがあり、住民説明会をやっと9月12日に行いました。それまでは町のホームページに、基本構想や議会にも示された中間報告についての資料は掲載されましたが、住民はほとんど知りません。

その状況の中で行われた住民説明会で、町の第1優先方式が産廃施設であることが初めて示され、不安を感じた住民から、環境の悪化や、なぜ広域化じゃないのかと、様々な意見が出されました。この状況で、忠岡町は12月に公民連携の基本協定書を締結させようとしています。住民合意がないまま産廃施設を誘致するなど許されるものではありません。

2点目は、議会への議論もなく、タイトなスケジュールを押しつけていることについてです。議会に対しても5月10日、6月29日と報告がありましたが、「広域処理か公民連携かは検討中である」と町は説明してきました。ところが、8月24日、議会に対し、公民連携方針、しかも将来、産廃施設を忠岡町に誘致するという方針が示されました。議会でもタイトスケジュールの中、2度にわたる特別委員会が急遽開かれましたが、「業者が決まらなると詳細は分からない」との答弁も多く、明らかになることが少なく、求める資料が出てこないままでした。プロポーザル方式で事業者の提案に任せ、内容は協定相手との協議で決めるなど、詳しい内容が不透明であります。

今後約40年間にわたるごみ処理方針を決定するためには、住民の意見を聞き、そして議会での審議を深めてから結論を出すべきであります。特別委員会で12月議会で協定締結に対しての議案が審議予定ですが、結論を出すのは住民の理解、議会の審議、まだ不足し、現時点で事業を進めるための業者選定は時期尚早であります。

3点目は、広域への努力をせずに安易な方向に向かっていることです。これまでごみ処理の広域化を進めるといのが町の方針であったにもかかわらず、町の負担が安くて済むという理由で、町は急に民設民営の産廃も燃やす混焼施設を誘致するという方針に転換しました。特別委員会で町が出してきた資料によると、民設民営と広域化を比較すると年間平均、忠岡町負担費用は民設民営が年間1億7,900万円、広域が1億9,800万円

と差は1, 800万円で、誤差ではないですが、約1割程度となり、さほど差がないということが明らかになりました。民設民営で安くつくというのは安易な考えではないでしょうか。

町は広域化すると焼却炉の建て替えがあり、大きな負担になると言いますが、国からの補助金もあり起債も発行でき、大きな負担にならないことが明らかとなりました。広域化すると町財政が立ち行かなくなるというなら、財政シミュレーションを出すべきであります。

議論の中で、民設民営は忠岡町から出る一般廃棄物の焼却委託料だけ負担すればいいという当初の説明でありましたが、中継施設の建設費や焼却炉の撤去と建設費など、その後の焼却費用の委託料に跳ね返ってくることも明らかになりました。

また、「広域化すると今よりも遠くなるので住民サービスが低下につながる」としきりに町は言いますが、ごみの収集時間も午前中には終了するという町の答弁もあり、住民が持ち込みする粗大ごみもクリーンセンターを中継施設として、忠岡町が泉北環境に運搬すれば住民のサービス低下にはつながらないのではありませんか。

また、町が誘致しようとしている産廃施設は、一般廃棄物と性状は同じなので問題ないと忠岡町は言いますが、汚れていてリサイクルできないようなごみを、今の10倍もの量を大量に焼却処分するわけですから、化学物質に環境汚染、住民への健康被害も心配されます。

4点目は、公民連携なのに主体性がないという点であります。事業選定におけるプロポーザルの段階でも、産廃を誘致するのに排ガス規制などの町独自の自主規制ではなく、努力目標という設定の答弁がありました。忠岡町は業者言いなりであり、またモニタリングは役場と事業者間のみで、住民は参加できない。業者に丸投げで、忠岡町の主体性はありません。

以上4つの点から、この議案に対しては反対の立場をとらさせていただきます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（北村 孝委員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。賛成討論、反対討論を述べてからお願いします。

委員（北村 孝委員）

賛成討論です。

議案第41号、附属機関に関する条例の一部改正をする条例等についての賛成意見を申し上げます。

さきの特別委員会で我が党の小島議員が提案させていただいた基本協定書、これを、そのスケジュールを見ますと12月に恐らく出てくるんであろうなど。このときにもう一度、この公民連携が前へ進めるのか進めないのか判断できますので、そういったことから、この基本協定まで行くにはまずこの予算を通さないと、プロポーザルから進んで行って、そこまで行きませんので、我が党が12月までにもう一度基本協定で判断させてくれということの提案をのんでいただいたということもありますから、そこまで行くにはこの案に賛成しないとそこまで行きませんので、我が党はこの案には賛成をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

反対討論いたします。

今、我が党の二家本委員から4つの問題点、これを具体的に説明させていただきました。この間の特別委員会、2日間、2日ありましたけれども、やはり産廃が来ると、産業廃棄物が来るといった不安ですね。そういったところを全く拭えてない。それから住民説明会、これも1回はされました。でも、今後どうされていくのか。細かにね、大きなところでなく、本当に出前出張で集会所を1つずつ回っていただいたらいいんですよ。そういったこともあります。なので、幾ら12月にもう一度、基本協定を結ぶときに議決を行うということでありましたけれども、そもそもこの民設民営の公民連携協定は、私たちは反対でありますので、12月に議決があるとしても、もうこの条例案には反対します。それは先ほどの4つの問題点で明らかにしたところであります。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。

これで討論を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして採決を行います。

議案第41号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長（松井匡仁議員）

起立多数です。

よって議案第41号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第42号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書23ページをご覧ください。議案第42号、忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、説明いたします。

お配りしております議案第42号、秘書人事課資料をご覧ください。条例改正の背景でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び雇用保険法の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講ずるため、本条例を改正するものでございます。

改正内容としましては、育児休業に関し、まず取得回数でございます。2点ございます。

1点目は、子が3歳になるまでに一度のみ取得できた育児休業が、二度取得できるようになります。

2点目、子の出産後8週間以内に一度のみ取得できた産後パパ育休が、これも同じく二度取得できるようになります。

次に、育児休業を取得する際の申し出期限ですが、1か月前から2週間前に緩和となります。

次に、育児休業を取得した際の期末勤勉手当の取扱いですが、改正前は産後パパ育休と育児休業の期間を合計して1か月を超えると減額の対象となっておりましたが、今回の改正により産後パパ育休と育児休業を合計することなく、それぞれの期間が1か月を超えなければ減額の対象にならないようになります。

具体的に申し上げますと、例えば育児休業を3週間、産後パパ育休を2週間取得した場合ですね、改正前は合計すると5週間になりますので、これが減額の対象となりました。改正後はそれぞれで計算しますので、それぞれ1か月に満たないということで減額の対象

とならないということでございます。

次に、星2つ目なんですけど、育児参加のための休暇でございます。妻の出産に関し、その出産予定日6週間前から出産8週間後までの期間で5日間取得できる制度なんですけど、この休暇が出産予定日6週間前、これは変わらないんですけど、終わりが8週間後ではなく1年間の間で取得できるようになりました。

以上、改正内容の概要でございますが、本件は本町独自の改正はございません。法改正に基づく改正でございます。また、職員の育児に関し休業、休暇を取得しやすくするようなものとなっております。これは職員の働きやすい環境整備に寄与するものとなっております。

なお、議案第42号秘書人事課資料2は、新旧対照表となっております。後ほどご高覧ください。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この改正条例案ですけれども、育児休業、やっぱり今パパにも取ってもらいたいということで国も進めているところだとは思いますが、改正前に育児休業の取得状況というのを教えていただきたいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今のお話ですと男性職員のことによろしいでしょうか。

委員（二家本英生議員）

はい。

秘書人事課（中定昭博課長）

昨年度と今年度の2か年で申し上げさせていただきます。

昨年度は男性職員の対象者が3名おりました。で、取得者が1名でございます。それから令和4年度、本年度、まだ半分なんですけど、対象者が1名、それから取得者も1名という状況でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

男性の状況は分かりましたけども、普通の育児休業、女性が取られているんですかね。その分はどんな状況なんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今現在で申し上げますと、育児休業取得者、5名おります。女性職員では5名です。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これは取得率って、先ほど男性の対象と実際取っている方をおっしゃっていただいたんで、男性については対象の比率は分かるんですけども、女性というのはどれぐらいの比率で取っているかって分かりますでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、先ほどの女性の取得状況というのは現在の状況でございまして、ちょっとどこまで、期間がありますので、率、ちょっと出しにくいところではあるんですが。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり育児に関わることというのは大変なことで、今まではお母さんが基本的に育児休業を取っていた分、あるんですけども、今回この法改正によって、これからパパも取りやすい状況になってくるので、忠岡町としてもこれからそういう状況になった場合というのは、勧めるというのはおかしいかもしれませんが、なるべくそういう休業があるから取れますよみたいな啓発活動というのはされていくんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今おっしゃったように勧奨といいますか、制度の説明については必ずやっていきます。もちろんその後も勧めることをしていきたいと感じております。といいますのも、やはり男性職員、もう一昔前であれば男性職員が取得するようなことはとんでもないというような世間でした。ですが、今はそれが変わってきておりますので、幸いにも私ども、そんなに勧めることなく、今現在で2名が取得してくれてますので、忠岡町役場においては割と取りやすい環境が、スタートであまり努力なくできたのかなと感じております。今後についても対象者に対して具体的に説明をしていきたいと考えております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ぜひ、働き方改革もあるので、そういった取組を続けていっていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

男性の方も育児休暇が取りやすくなったということで、上司の方から、自分からじゃなくて上司の方のほうから取ったらばという声かけができるようになったということで、非常によい制度になったというふうに思うんです。

あと、この育児休業等ってついてるんですけどね、この「等」は一番下の介護休業とかそういうふうなものも入るんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今回の改正につきましては、先ほど申し上げた育児休業関連のみでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。社会的に親の介護のために離職をしてしまうと、そういった介護離職というんですか、そういったのも聞きますので、介護で、すみません、ちゃんと調べておいたらよかったけど、介護するために職場を何週間か休まないといけないとか、そういったことがあれば、それはどうなんでしょう。有給で消化するんですかね。特別に何かあるんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

本町においても介護関連の休業であったり休暇というのは、他市町村と同じだけ整備をしております。有給休暇で休むことなく、有給で休める制度もございますし、無給になりますけども、介護に専念できるような制度もできてございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。ただ、制度があっても無給であったら生活できないということで、やはり有給で消化されていくんだらうなというふうに思うんです。これは国の法律を変えないと。これはどうなんかな。他市でもあるのかな。ちょっとそこは調べてみないと分からないですけど、やはり介護のために休むということで、制度はあるけれども、有給を使わないほうは無給だということで、職場には戻れるという保障はあるんですけどね。ちょっとそこら辺は改善できたらなというふうに、これは意見で申し上げておきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第42号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)についてを、本常任委員会に係る部分のみについて、担当課より説明を求めます。

財政課(岩佐式人課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岩佐課長。

財政課(岩佐式人課長)

議案書の29ページをご覧ください。議案第43号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,922万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億1,827万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により、総務常任委員会に係るもののみご説明させていただきます。

次に、第2条は地方債の補正で、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

32ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更でございます。今回の変更は、令和4年度の普通交付税本算定の結果に基づき、臨時財政対策債の限度額を当初予算額から減額するものでございます。起債の目的としましては臨時財政対策債で、限度額を1億400万円から2,234万6,000円を減額し、8,165万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案書と別の、予算に関する説明書の10ページのほうをご覧ください。別冊で議会事務局さんのほうからお渡しさせてもらっている部分になります。よろしいですか。

委員長(松井匡仁議員)

どうぞ続けてください。

財政課（岩佐式人課長）

こちらの10ページをご覧ください。令和4年度の普通交付税本算定の概要についてご説明させていただきます。資料の3つ上から表がございます一番下の表をご覧ください。今年度の普通交付税額につきましては17億2,732万5,000円で、前年度の再算定ベースと比べまして3,899万7,000円、2.2%の減、また臨時財政対策債については8,165万4,000円で、前年度再算定ベースと比べて1億9,915万5,000円、70.9%の大幅の減となりました。

次に、中段の表をご覧ください。普通交付税と臨時財政対策債における本算定額と当初予算額との比較では、普通交付税のほうの差額はプラス4,832万5,000円、臨時財政対策債の差額はマイナス2,234万6,000円となっております。この差額がプラスの場合につきましては、今後の補正予算の財源、財源留保となりまして、マイナスの場合は一般財源などを活用して財源更正することとしております。

よって、この9月本補正予算にて普通交付税の留保分を財源活用しており、また臨時財政対策債においては一般財源から財源更正を行っております。

次に、令和4年度の算定における主なポイントといたしまして、国の交付税財源の財源不足圧縮に伴う臨時財政対策債の大幅な減、基準財政需要額において地域デジタル社会推進費の2年目の算定、基準財政収入額につきましては国、地方ともに税収見込みのほうが好調と推計されていることによる基準財政収入額の大幅な増が挙げられます。結果、今年度の本算定結果を見ますと、交付決定額及び臨時財政対策債発行可能額が前年度再算定ベースと比べて2億3,815万2,000円、11.6%もの大幅な減となっております。

令和3年度の決算につきましては、また決算委員会でご報告させていただきますが、5億5,000万弱の実質収支となっておりますものの、本交付税の算定結果を見ましたときに手放しでは喜べないような状況となっております。引き続き慎重な財政運営を実施していく必要がございます。

では、議案書のほうに戻っていただきまして、35ページをご覧ください。歳入でございます。第10款第1項第1目、地方交付税で、補正額4,832万5,000円は普通交付税でございます。第18款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金で補正額4,817万5,000円でございます。

次ページにまいりまして、第19款第1項第1目、繰越金で、補正額5億4,804万2,000円は、前年度繰越金でございます。第20款、諸収入、第4項第1目、雑入で、補正額1,103万3,000円は、消防団員安全装備品整備事業助成金ほかでございます。第21款第1項、町債、第10目、臨時財政対策債で2,234万6,000円の減額でございます。

次ページにまいりまして、歳出で総務費、民生費、衛生費、消防費、教育費の各款において、電気料金高騰対応に係る公共施設の電気使用料を総額5,232万6,000円計上いたしております。第2款、総務費、第1項、総務管理費、第7目、基金費で、補正額5億4,800万円は、財政調整基金積立金でございます。第9目、電子計算費で、補正額73万7,000円は、標準準拠システム移行準備業務委託料でございます。

39ページをご覧ください。第4款、衛生費、第2項、清掃費、第1目、清掃総務費で補正額67万5,000円は、令和6年度以降のごみ処理事務に係る公民連携事業者選定事業等関連経費でございます。第8款、土木費、第1項、土木管理費、第1目、土木総務費で補正額92万7,000円は、積算技術支援業務委託料でございます。

次ページにまいりまして、第9款第1項、消防費、第2目、非常備消防費で、補正額47万8,000円は、被服費でございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、南町長公室次長より公共施設の電気使用料における補足説明がございます。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回、全庁的に公共施設の電気使用料の補正予算を計上させていただいていることにつきまして説明させていただきます。

公共施設につきましては、シビックセンター、忠岡小学校、東忠岡小学校、東忠岡保育所、忠岡中学校、忠岡消防本部、忠岡町文化会館、忠岡町クリーンセンターの8施設でございます。

まず、今回、補正予算を計上させていただくまでの経緯といたしましては、令和4年度のシビックセンターを初めとする公共施設の電力の供給に係る制限つき一般競争入札を執行するに当たり、令和3年12月15日付で公告を行いました。参加意向の事業者がおりませんでしたので、令和4年1月5日付で本公告の入札を中止いたしました。

電力供給契約は各施設において必要不可欠で、電力供給を継続する必要があることから、急遽、本案件を指名競争入札に切り替え、電力供給可能な全事業者5社で令和4年1月31日にシビックセンター等電力供給契約の入札を執行いたしました。結果不落札となりましたので、積算方法等を見直し、唯一応札した関西電力株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を行ったものでございます。

電気料金は、内訳といたしまして基本料金と電力量料金、また発電のための燃料の価格、原油、天然ガス、石炭の価格変動によって毎月電気料金に反映される燃料費調整額、

及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電力の買取りに要した費用の再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成されているものでございます。

つきましては、事業者が変更になったことによる電力量単価の増、特に燃料費調整額につきましては、為替相場や輸入価格高騰等の影響で大幅な値上げが行われたことなどにより、今年度の各施設において電気使用料の推移も考慮し、見込みを算出いたしますと当初予算額より大幅な乖離が生じることになったことにより、今回補正予算を計上させていただいた次第でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

すみません、今、4時15分になろうかとしております。もう開始いたしまして2時間が経過しようとしておりますので、5時も迫っておりますが、お手洗い等もあるかと思っておりますので、5分ないし10分休憩を挟みたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、25分再開で、よろしく願いいたします。

（「午後4時15分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後4時24分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

ただいま説明がございました。

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑はございますでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回の補正予算の中で各項目、電気代の増額ということで補正予算がついています。先ほど経緯のほうは理事者側から説明があったんですけども、令和4年1月31日に入札をかけた際に不落札ということで、誰も業者が決まらなかったということで、その後、随契で業者と契約したということだったんですけども、入札、一応5社入られてると思うんですけども、その中で1社だけ応札されていたんですけど、その随契の相手先というのはこの応札された方になるんですかね。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、入札のときには金額も応札で入れていたと思うんですけども、その随契の金額というのはこの応札した金額と同等なものでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

申し訳ございません。ちょっと後ほどご提示ということでご理解いただきたいと思います。すみません。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、電気代の高騰、それと契約ができなかったということで、補正予算も合計5,000万、当初予算でこの8施設ですかね。電気代で6,000万なんで、合計、電気代だけで1億を超えてしまう計算だと思います。で、その1月31日に不落になった後に入札方法も、もともと制限つき一般競争入札から指名競争入札に変えての契約ということで入札を入れたんですけども、それでも応札できなかったということですけど、その間、1月からなんで、2月、3月、新年度に入るまでに何かそういった契約のやり直しとか入札のやり直しとかがあってというのはできなかったんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども申しあげましたように、こういった電気の供給につきましては止めることができないということで、その間、短期間、短い時間でありましたので、そのような形の部分については考える、ちょっと時間的にもなかったということでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

時間的になかったというのもあるんですけども、昨年、この令和3年度ですかね。で、同じような同等の決算を見ますと、この8施設で6, 200万の電気代だったんですけども、今回、補正予算でいったらそのほぼ倍近い金額が総額になっているので、やっぱりちょっとこれはその指名競争のやり方とか、これ、全国的に新電力会社がなかなか倒産も多くなってきているということで、なかなか応札にも応じてくれないところはあるとは思いますが、実際、和泉市さんとか他市の近隣の市に確認してみると、やっぱりきちんと契約できてるんですね。そういったことを踏まえて、ちょっと今回、忠岡町でなぜこういうことが、きちんとした契約ができなかったのかなという、その中の問題点というのが何かありますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

私どもでも、今言っていたいただいたこのような燃料費の高騰という部分については全国的にわたって行われているという状況でございます。本町が今言っていたいただいた高額な補正予算の中で、近隣の団体についてはどのような状況なのかということで、泉州地域の団体さんに確認させてもらいました。でも、その中で、ほとんどが補正対応、12月、今回は9月でなくても12月で対応するという団体が数多くあったというような状況でございます。

で、今回このような額、補正をする中で、手法的に何かまずかったのかというところであるんですけども、これにつきましては先ほどの口頭での説明もさせていただいたように燃料費調整額というものについては、令和3年度についてはマイナス要素が働いておったんです。でも今回、結果としてそれがプラスになったということで、それだけでもかなり多額になるということで、その当時は見込まれなかったということが要因であるというようなことで考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その世界情勢を考えても、その賦課金とかも結構、家庭でも結構上がっているというのは確かにあるので、電気代については苦勞されてるなというのはあるんですけど、やっぱり他の団体でも今回の9月議会ではなくて12月議会でもそういった補正があるということを確認していただいているとは思いますが、やっぱりちょっと今回の上げ幅について

は、9月の補正については、幾ら高くなったといってもちょっと金額的には今までの予想をはるかに超えてる金額になってきますので、今後の課題として入札方法とかそういうのも何か検討していかないといけないと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回のことを踏まえて、不手際という部分についてはあるかもしれないです。そういった点を慎重に、次にはできる限りの精査ということを、いま一度情報収集するなり、できる範囲で極力それは対応させてもらった中で、適切な入札という形でやっていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

よろしくをお願いします。

最後に1点だけ。今回、忠岡町だけではないとは思いますが、電気代の高騰で、国からの補助とかそういった、公共団体なんでなかなかないとは思いますが、そういった措置というのは何か聞いていることってないですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

そのような措置については、ないというふうに聞いてございます。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

32ページの臨時財政対策債なんですけど、ご説明で、本算定に伴って2,000万円の

減額というところで、本当は交付金でもらわないといけないところが、この借金といいますか町債になってるといふところなんです、もうあれなんですかね、この令和4年度はこれで終わりということで。また来たりするんですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

基本的には普通交付税、本算定きりでございます、昨年度のような再算定というのはごくまれにということだと思いますので、恐らくこのままだということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

昨年度がちょっと異例であったということですね。分かりました。

それから、すみません、39ページの積算技術支援業務委託料、ちょっとこれの内容の説明をお願いしたいというふうに思います。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

これは建設課で作成した設計書について、積算誤りがないかどうかをチェックしてもらう予算でございます。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

積算誤りがないかということで、もう1回チェックするということで、それはいいなというふうに思います。やっぱりチェックは必要でありますので、積算間違いもあつたらまた後々響きますので。それで、この委託料を補正に上げていらっしゃるんですが、今年度何か事業の予定、ございますでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

道路の工事が3件ですね。道路の工事が3件と、公園の転落防止柵が1件、合計4件ございます。そちらを見ていただく予定にさせていただきます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。公園の防止柵というのはどこの公園でしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

新浜の地先広場、新浜緑地の横の海沿いのところです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そしたら公園の遊具とかじゃなくて、落ちないというか、危険なところの防止柵ということですね。分かりました。

あと、39ページで、廃棄物の選定委員会の報酬とかが出ているんですが、委託料のところ公民連携協定法律確認等、「等」というのが組まれています。これは何でしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうは、忠岡町地域エネルギーセンターの整備運営に係る基本協定書及びごみ

中継設備運営に係る実施協定書に先立ちまして、本町が作成する協定書案について法的チェック、不利益条項等の確認を行うことを目的とした委託業務でございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ごめんなさい。これは弁護士費用になってたんですかね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

はい、委託先については弁護士を考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

それで、さっき二家本委員からも質問あったんですが、委員の構成は5人ということでした。どういった職種の方が入っておられるか、どういった職種の方を入れるとお考えでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの委託料と、今先生おっしゃってる委員というのは違うことになります。

それでもよろしいでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

次長、すみません。選定委員会のほうですね。選定委員会の委員のほうです。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

選定委員に関しましては、学識経験のある者、また公認会計士さん、それとあと弁護士さんを考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

学識経験者というのは大学の教授とか、そういった方ですかね。職種でいいますと。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

申し訳ございません。先ほど学識経験者、それと公認会計士さん、それと弁護士と、それと団体の長ということを考えております。

それと、先ほどから二家本委員にもご質問に対応させていただいたんですけど、学識経験のある者というのは大学の先生というような形ということで、大学の先生ですということは、ここでは言い切るのをお控えさせていただきます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質問ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

36ページです。繰越金ですけども、前年度5億4,000万、5億4,800万あるんですけども、この主な繰越しになった要因というのは何でしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

主な要因でございますけれども、幾つかございまして、まず一番大きなものが普通交付税の再算定によって、1月に入ってきた交付税のほうはかなり大きかったというところと、あと、令和3年度中にふるさと納税のふるさと忠岡応援寄附金の返礼品に係る経費というものをですね、今まで全て一般財源で出しておったんですけれども、そのこのルールの改正というところで、今回、寄附金を頂いた部分の返礼品に係る経費は、その頂いた寄附の中から支払いさせていただいてるということで、大体寄附のほうは2億2,000万か3,000万か頂いておりますので、1億ぐらいの一般財源というのが実際寄附金から賄われているので浮いてきてると、そういったいろんな部分での積み上げで、実際5億4,800万程度の実質収支となったというところで考えております。また、詳しい中身につきましては決算委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

では、次の質問に行きます。37ページです。総務費の総務管理費の中に、電子計算費で標準準拠システム移行準備業務委託料というのが上がっています。予算書の説明の中では、外字を文字情報基盤文字に同定するための事前準備作業ということなんですけども、財源のほうがその他ってなってるんですけど、これはどこから来てる分ですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

これにつきましてはデジタル基盤改革支援補助金ということで、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業という形で、10分の10充当されております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この補助金というのが、ここ、国・府って上がってないんですけども、どこかの公共団体から入ってきてるということですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

これにつきましてはJ-LISというんですか、そちらのほうから上がってくるという形で確認してございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら自治体DXですかね、デジタルトランスフォーメーションのほうの事前準備として上がってきてる予算ということによろしいですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

広く言うとそういう形になるんですが、これにつきましては地方公共団体情報システムの標準化に係る法律というものがございまして、住民基本台帳等二十余の分野における全国標準化を現在国が進めておりまして、目標年度2025年ということで現在進めております。それに対しまして、まずは外字システムということで整備されているものでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、標準化に向けての事前準備ということによろしいですね。わかりました。ちょっと一旦終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

二家本委員、ほか、ないみたいですよ。あるんでしたら続けてお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

宝くじの社会貢献のところが府から入ってきてます。これは使い道、よく自治会のほうで集会所の修理とかで使われているということもお聞きするんですけど、何か制限というものはあるんでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

そうですね。一応これ大阪府、宝くじを原資にしてまして、大阪府のほうからという形にはなるんですけども、基本的には施設整備の部分に充ててくださいというところで、大阪府のこの宝くじ社会貢献広報市町村補助金の交付要綱というものがございますので、そちらのほうに記載されている事業に活用できるということでございます。

委員長（松井匡仁議員）

この件。

委員（河野隆子議員）

終わります。

委員長（松井匡仁議員）

これ、福祉のほうの質問になるんで、岩佐課長も分かりながら答えてくれたと思うんですけども、また違うところの質問をお願いいたします。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ありませんか。では、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第43号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で

意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほどもありましたけども、公民連携の選定委員会の費用及び弁護士の費用が今回、この補正予算の中に入っております。この補正予算については、ほかの予算については認めますけども、産廃についての予算については、先ほども申し上げたとおり4つの問題から認めることができません。ですので、一括の予算ですので、この予算については反対させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ございますでしょうか。討論ございませんか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

起立多数です。

よって議案第43号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者側で何かございますでしょうか。

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほど二家本委員のご質問のところの、電力供給の契約のところの不落となった件の中で、応札金額とほぼ同額で随意契約を行ったのかという質問でございますけども、そのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

議員さんのほうで、総務事業常任委員会に関することで。

北村委員。

委員（北村 孝委員）

さきの特別委員会で町長のほうから、昨日の台風のことで自主避難されて、19名やっ
たか18名で、16名帰られたということで、18ですかね。15名ですかね。私も小島
議員も、ご近所の方を送って自主避難させたということですけど、食べ物とかあんなんは
自分でということですけど、せめて毛布というか、それぐらいは貸出しはしてもらえない
ですかね。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

すみません、基本的に自主避難というところがございますので、身の回り品等は全てご
持参いただきたいというところをお願いしておりますので、毛布等についても準備のほう
いただきたいというふうに考えているところでございます。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

その辺は住民の方、分かってはりますか。自主避難の場合は全部自分で持っていかなあ
かんというのは。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

基本的に昨日も自主避難開設に当たって、エリアメール等を打たしていただいているん
ですけども、その中に身の回り品をご持参の上、避難してくださいというふうな形で掲載し
ておりますので、あと、実際に自主避難所に来ていただいた際にも掲示等はしておとこ
ろでございます。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

エリアメールというたって、見れる人と見れへん人といてはりますでしょう。お年寄り
は「私、そんなもん、年寄りやからできるかい」みたいなことは言いませんし、独居の方
もいろんな形で、そら携帯を持ってはれへん方もいてはるので、その辺の周知というか、
これ以上のことはできないんですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

携帯のほうで無理というところであれば、例えばホームページとかでいろんな周知はさ
してもらえるとと思うんですけども、やはり広報無線ではもう「自主避難所を開設しまし
た」というレベルなんで、身の回り品を持ってきてくれというような放送は、たしか入れ
さしてもろたような気もするんですけども、また無線も要は十分に聞こえる聞こえないと
いう問題も出てくるかと思いますので、今後ちょっとその辺工夫しながら周知を図るよう
にさせていただきたいと思います。

委員（北村 孝委員）

そういった声がありましたので、よろしくお願いします。

町長（杉原健士町長）

寒いときがありますね。

委員（北村 孝議員）

ですよね。じっとしてはったら寒いかなと思いますので、その辺ちょっと健康の状態も
ありますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、総務事業常任委員会に関することで。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、私も昨日、自主避難所のほうに1人お連れしたんですけども、その方がや
っぱり台風で、1人で住まれてて、足も悪いということで、何かあったときには逃げれな
いということで、自主避難で避難所へ行かれたんですけども、帰りの際ですね、11時ぐ
らいですかね、連絡がありまして、「大分台風も落ち着いてきたんで、どうですか」とい
う声かけをされてたみたいなんです。でも、状況を見ると、そのとき大阪府の警報とい
うのがまだ発令中であって、ちょうどその11時の時間帯というのがかなり雨が激しかっ
たときであったんですね。そういう状態のときに役場、避難所を開設して預かってるほう

が、「自宅のほうがゆっくり寝れるから安心やから帰りましょうか」という声かけというのは、たまたま私が送り迎えしてたのでよかったんですけども、1人で来られた方に対してそういうことを促すというのは、避難所の運営としてはいかがなものかなとちょっと思ったんで、昨日の晩、夜遅くなんですけども、その旨、直接ちょっと役場のほうに電話させてもらったんですね。

やっぱり避難所を1回開設したからには、帰れるような状態のときに促すというのが多分普通だと思うんですけども、その辺については今後改善とかされるんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

昨日ですけども、22時30分頃かと思えますけども、避難されている方から今後の台風の見込みについての問合せがございましたので、その際に「台風は現在、大阪府に最接近している。今後は徐々に離れていく」というふうな内容を説明させていただきました。

その説明の後ですね、避難者の中には「徐々に離れていくなら、もう家に帰りたい」と言う方もおられましたので、職員のほうで帰りの手段はあるかという、まず確認ですね。それもさせていただいたところがございますし、「まだ雨、風も残っているから様子を見てはどうですか」と、そういうふうな案内もさせてもらったところ、帰られる方、残られる方、それぞれいらっしゃったというふうな状況でございます。

その中で避難所で、議員もおっしゃってましたけども、過ごすよりも家に帰りたいという思いを持っておられた住民さんについては帰られたのかなというふうな考えを持っておるところでございます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

私、昨日のその対応をさせていただきました。実際に台風の状況の説明等をした上で、住民さん、テレビは見てたんですけど、昨日はイギリスの葬儀のテレビばかりがNHKで流れてましたので、情報があまり入っていない状況でした。ですので、3時にまだ最接近するんやろという、そういう古い情報をまだ心配されてる方もいらっしゃいました。

その中で状況を説明し、先ほど小倉課長の説明があったように足、手段のある方については、やはり今までの経験上、皆さんご自宅で寝るのが一番というのは、これはもう声をそろえられておられます。ただ、中にはやっぱり不安やという方もいらっしゃるので、そ

の方々について「帰ってください」、促すようなことも一切言うておりません。

昨日も「帰る」って言うた方の中でも、高月の手前の北出が家やということで歩いて帰ると言うから、「それは、ここにおっといってください」というふうに案内をしたところまでございます。

また、ほかの方は寝るときの薬を飲んでおられたので、「そやけど、もう東2丁目やからバイクで帰るわ」と言うから、その方も「やめてください」と止めたところまでございます。

ですので、台風がもうこの先はダウンしていくというところの状況は説明させてもらって、車の迎え、家族が行けるとか、そういう状況にある方については、電話できるのであればそうしたらいいという意味でご案内したところで、決して追い出すというような意図はございません。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、二家本さん、もうちょっとありますか。

委員（二家本英生議員）

最後に一言。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

多分町としたらそういうふうに促していただいていると思うんですけども、私の方から聞いたのは、何か追い出された感じやなみたいな感じをちょっとおっしゃってたので、その辺はお互いの思いとかあるので、多分町としたらこういう対応をしていただいたというのはあるんですけども、やっぱり一番住民さんというのが不安やから避難所へ行ってるというのがあると思うんですね。だから避難所での生活というのは、やっぱり避難してきてくれる人に不安を与えないというのが、多分一番安心材料になるのかなと思っています。

そのときの状況というのは、雨が大分降ってて、11時、12時というのはすごい雨が降ってて、帰りの中でも車で送っていったとしても車から家へ着くまでも雨にぬれたりしてるのでね。その辺の、1時間たった後とか2時間たった後に台風と風と雨がおさまるようであれば、まして警報が出てたので、その辺も踏まえて、もうちょっと何とか対処できなかったのかなという、そういう思いで昨日の晩も電話させてもらったんです。

だから今後、いろんな方がいらっしゃるのでも対応は難しいとは思いますが、やっぱりそういった方々に対して個別に対応できるような体制を取っていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

私どもの説明が、避難者の方にどういうふうを受け止められたかはちょっと分からないところではあるんですけども、誰かが帰ると同じように行動を取られる方が多いということもございますし、また、ちょっと失礼かもしれませんが、避難される方、お年を召した方が多く避難されておりますので、説明や案内についてはさらなる工夫が必要かなというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じたいと思います。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

朝から長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。

クリーンセンターの問題でございますけれども、広域についてはなかなか、お隣から3市、和泉、高石と、3市長さんがおりまして、言いたいこともいっぱいあるんですけども、なかなか、向こうの勝手もありますし、状況もありますし、あまり傷をつけるようなことも言えません。

というのは今、私ども忠岡町としては公民連携のほうへ向かってるからですね。特にそういうことの批判等々は言いたくございませんので、その辺はご勘弁してほしいと思います。この3か月に当たっては傷のつかないようにうまいこと説明すると、先ほどからも言っていますようにしていきたいと思います。

それと、議会でも説明させていただきましたが、大和川から以南9市4町の中で、堺市を踏まえて単独で持っているのは熊取町、忠岡町、岬町。その中で熊取は泉佐野、田尻、それで熊取と1市2町での広域が前へ進んでますが、この前へ進んでる広域のほうもまだ地に足が着いておりません。まだ皆さん現有の施設がありますので、そこは新しい新施設、また場所提携は泉佐野市ということで決まってるわけなんですけれども、なかなか地に足が着いておりません。そういうことを聞いております。

じゃあ、残りはどこやねんと。岬町と本町忠岡町。脆弱な人口減の中で税金を投下して、思いっきり投下して、その中で、共産党がよく言ってます「岬町はよく、うまいこと経営しているな。じゃあ忠岡町は経営できてないんか」と。そのとおりです。ちゃんと経

営できてません。税金をせんど使ってます。それをどないかしていこうという中で出てきたこの案が、私は最適案やと思っております。

これからの人口減少の中で、安定した財源でうまく運営できるのはこれかなと確認していますので、皆さんと、このまた議会が終わり12月までの、議決までの間は住民の皆さんと膝と膝を突き合わしながらでも、どこでも馳せ参上してご説明させていただきますので、どうか皆さんのご期待に沿うよう、「あ、杉原にだまされたな」と言われぬように頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にご苦労さまでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

（「午後5時01分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年9月20日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 北 村 孝